

事業の実施スケジュールについては、表 6-1-1 を予定することとする。

下記に示すように短期・中期・長期と計画期間を区分した。本計画を着実に推進していくために概ね 5 年おきに実施状況を把握、評価し、必要に応じて見直しを行うことで適切な進捗管理に努めていく。

また、業務を確実に進めていくため、事業費の確保に努めていくこととする。

○短期計画期間（令和 5 年度～令和 10 年度）

主要課題である危険木、遺構影響木の撤去を順に実施していく。

景観の変化については現状把握を行いつつ、中期計画期間での景観検証につなげていく。

○中期計画期間（令和 11 年度～令和 13 年度頃まで）

短期計画期間の樹木撤去（危険木・遺構影響木）を完了した後に、景観に関する具体的な検証を行い、その内容を委員会等に諮ったうえで、必要に応じ樹木の撤去や剪定等を実施していく。この期間を中期計画期間とする。

○長期的対応

中期計画期間内に景観に関する対応方針を決定し実施した後は、計画に基づく保存管理事業を継続的に実施していく。

表 6-1-1 事業実施スケジュール

事業実施スケジュール

計画策定期間				短期計画期間							中期計画期間		検証		
事業名		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～		
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031～		
計画の策定		計画の検討期間			計画に基づく管理										
計画に基づく 保存管理	樹木点検 (日常・定期点検)	定期点検 樹木医	日常点検 職員	日常点検 職員	日常点検 職員	日常点検 職員	定期点検 樹木医	日常点検 職員	日常点検 職員	日常点検 職員	日常点検 職員	定期点検 樹木医	日常点検 職員		
	危険木撤去	R2年度点検を受けて実施（約300本）					必要に応じて実施								
	遺構影響木撤去					約30本/年×5年					必要に応じて実施				
	景観への対応					景観の現状把握					必要に応じ 作業実施				
	古樹・大樹の 保護育成					銘板設置					保護育成				
	桜・梅の保護育成					保護育成					保護育成				
	木材活用					活用に関する検討			活用の継続的実施						
	その他の みどり保存管理業務					保護育成									